

# 国勢調査等における郵便局データ の活用について

---

令和 8 年 10 月 9 日  
総務省統計局

# 統計局所管の大規模周期統計調査一覧

調査員調査は、**経済系調査**では調査方法の転換が進展している一方、**世帯系調査**ではなお主流。母集団情報を提供する国内最大規模の**国勢調査の見直し**が今後の鍵

| 調査名   |                  | 調査<br>周期<br>(直近) | 調査の流れ |      |     |     |     |       | 配布方法   | 回収方法  |    |     | 調査員数    | 備考                                   |
|-------|------------------|------------------|-------|------|-----|-----|-----|-------|--------|-------|----|-----|---------|--------------------------------------|
|       |                  |                  | 総務省   | 都道府県 | 市町村 | 指導員 | 調査員 | 民間事業者 |        | オンライン | 郵送 | 調査員 |         |                                      |
| 経済系調査 | 経済センサス<br>(基礎調査) | 5年<br>(R6)       | ○     |      |     |     |     | ○     | 郵送     | ○     | ○  | —   | —       | 令和6年調査から郵送配布方式に転換し、調査員は配置していない       |
|       | 経済センサス<br>(活動調査) | 5年<br>(R8)       | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | ○     | 郵送、調査員 | ○     | ○  | ○   | 約6万人    | 郵送配布を拡大し、調査員調査を縮小（R3:約7.4万人→R8:約6万人） |
|       | 経済構造実態調査         | 1年<br>(毎年)       | ○     |      |     |     |     | ○     | 郵送     | ○     | ○  | —   | —       | 郵送配布方式で調査を実施しており、調査員は配置していない         |
|       | 個人企業経済調査         | 1年<br>(毎年)       | ○     |      |     |     |     | ○     | 郵送     | ○     | ○  | —   | —       | 令和元年調査から郵送配布方式に転換し、調査員は配置していない       |
|       | 科学技術研究調査         | 1年<br>(毎年)       | ○     |      |     |     |     | ○     | 郵送     | ○     | ○  | —   | —       | 郵送配布方式で調査を実施しており、調査員は配置していない         |
| 世帯系調査 | 国勢調査             | 5年<br>(R7)       | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | —     | 調査員    | ○     | ○  | ○   | 約59.3万人 | 令和7年調査で、郵送配布方式を一部試行実施                |
|       | 住宅・土地統計調査        | 5年<br>(R5)       | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | —     | 調査員    | ○     | ○  | ○   | 約6.6万人  | 母集団情報を提供する国勢調査の調査方法を踏襲               |
|       | 就業構造基本調査         | 5年<br>(R4)       | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | —     | 調査員    | ○     | ○  | ○   | 約3.2万人  |                                      |
|       | 社会生活基本調査         | 5年<br>(R8)       | ○     | ○    |     | ○   | ○   | —     | 調査員    | ○     | ○  | ○   | 約7,300人 |                                      |
|       | 全国家計構造調査         | 5年<br>(R6)       | ○     | ○    | ○   | ○   | ○   | —     | 調査員    | ○     | ○  | ○   | 約6,100人 |                                      |

# 国勢調査の調査員と調査票回収状況

○平成22年国勢調査から、調査票のインターネット回答及び郵送提出を導入。それまで全世帯を対象としていた調査員による調査票回収は、調査の度にその割合が低下し、令和7年国勢調査では、**19.3%（速報値）**まで低下

☞ 調査員回収には、調査員による世帯からの調査票の直接回収のほか、聞き取り調査（調査票未提出世帯を対象に、国勢調査令に基づき、調査員が「世帯員の数」等を近隣の者等から聞き取って調査を実施）を含む。近年、調査員の直接回収は減少し、聞き取り調査が増加傾向（令和2年国勢調査では直接回収が3.9%、聞き取り調査が16.3%）

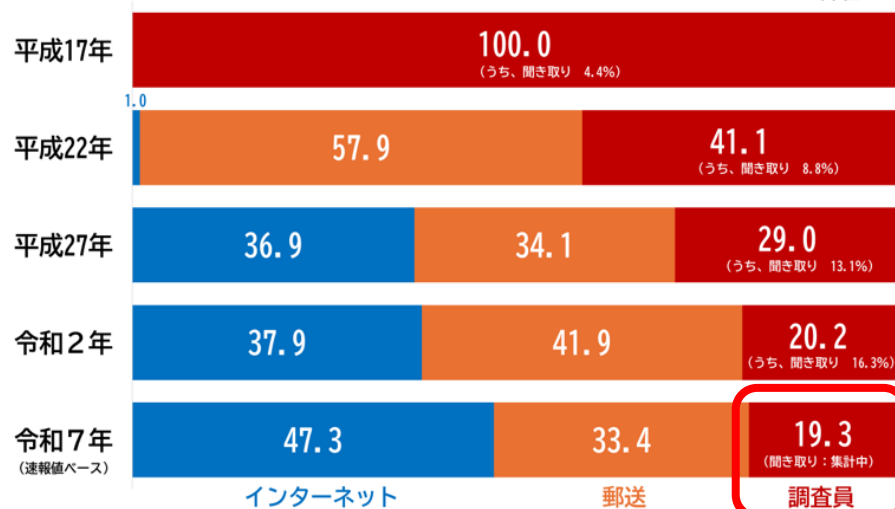
○調査員数の減少が進む中、**調査事務の負担軽減に継続的に取り組み**、令和7年国勢調査は、過去最少となる**59.3万人の調査員**で実施

○**インターネット回答は47.3%（速報値）**。前回から+9.4ポイント増加し、現在最も主流な回答方法

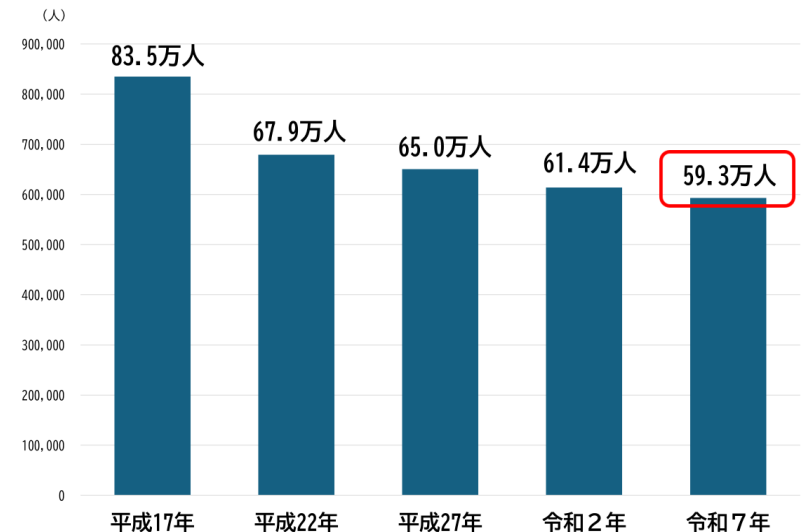
☞ インターネット回答は、統計調査の正確性及び効率性の向上に資するほか、調査員及び調査事務に従事する地方自治体職員の負担軽減に寄与

## 国勢調査調査票回収状況

（単位：%）



## 国勢調査員数の推移



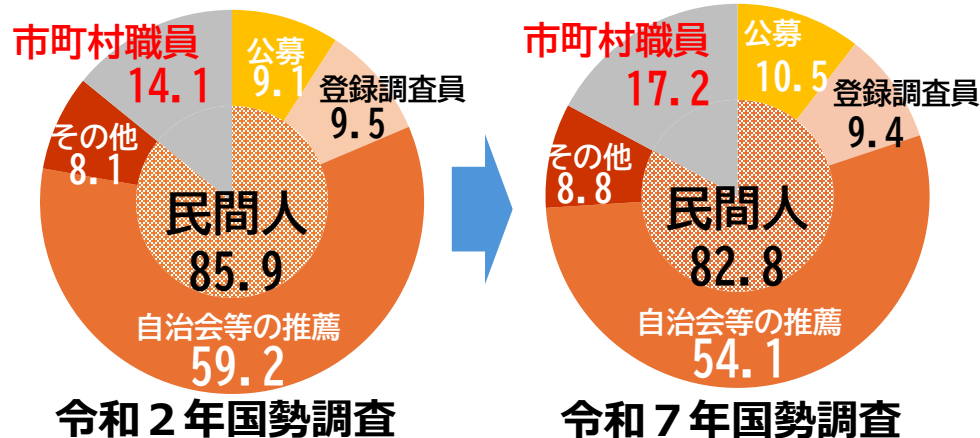
# 調査員確保と地方自治体の事務負担（課題）

○調査事務の負担軽減を進め、配置する調査員数は減少している一方、調査員の確保は難さを増しており、調査員としての職員動員が増加

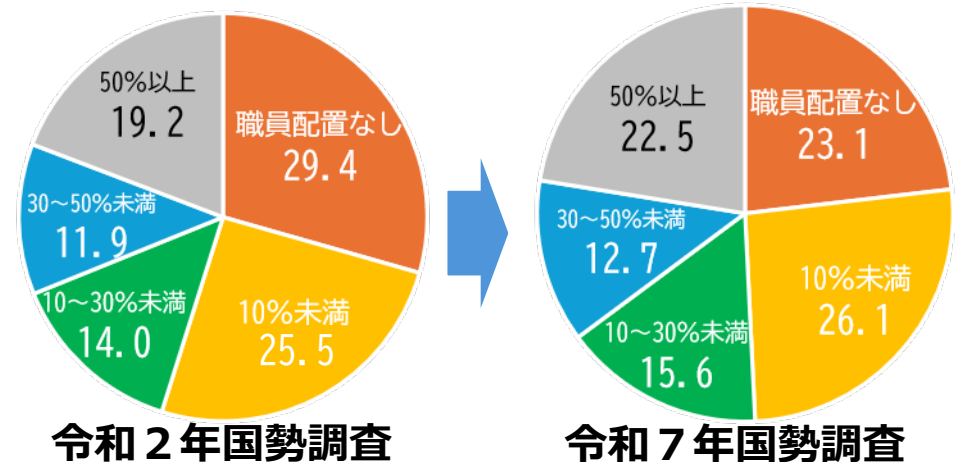
☞ 調査員に占める市町村職員の割合 令和2年調査：14.1% → 令和7年調査：17.2%

○市町村職員の調査員への配置状況は、市町村間で大きなばらつき。約4分の1の市町村では職員を動員することなく調査員を確保できている一方、約2割の市町村では調査員の半数以上を職員が占める状況

調査員の選考方法別任命状況（単位：％）



調査員への職員動員率別市町村割合（単位：％）



# 今後に向けた調査方法の検討 - 行政情報・民間データの有効活用

- 国勢調査を始め大規模調査において、従来型の調査員調査が今後一層困難になる可能性を踏まえ、**調査方法のさらなる改善・省力化**に取り組むとともに、**行政情報及び民間データを有効活用した新たな調査方法を検討**
- 本年中に「**令和12年国勢調査有識者会議**」を立ち上げ、**具体的な検討に着手**。また、数次にわたる試験調査（第1次試験調査は令和9年6月頃に実施予定）による実務的な検証、地方自治体との意見交換などを通じ、次回及び将来の国勢調査並びに各種統計調査における新たな調査方法の具体化を推進

## 検討の方向性（重点事項）

### ■ 郵送配布方式の拡充

令和7年国勢調査で試行実施した郵送配布方式について、**住民基本台帳などの行政情報や民間データの活用も視野**に、調査の正確性・効率性の向上及び負担軽減を図りつつ、その拡充を検討



### ■ インターネット回答の拡大

統計調査の正確性及び効率性の向上のほか、調査員及び地方自治体職員の負担軽減に寄与するインターネット回答の更なる拡大に向け、**調査書類の配布方法の見直し、認証方式の拡充**を検討

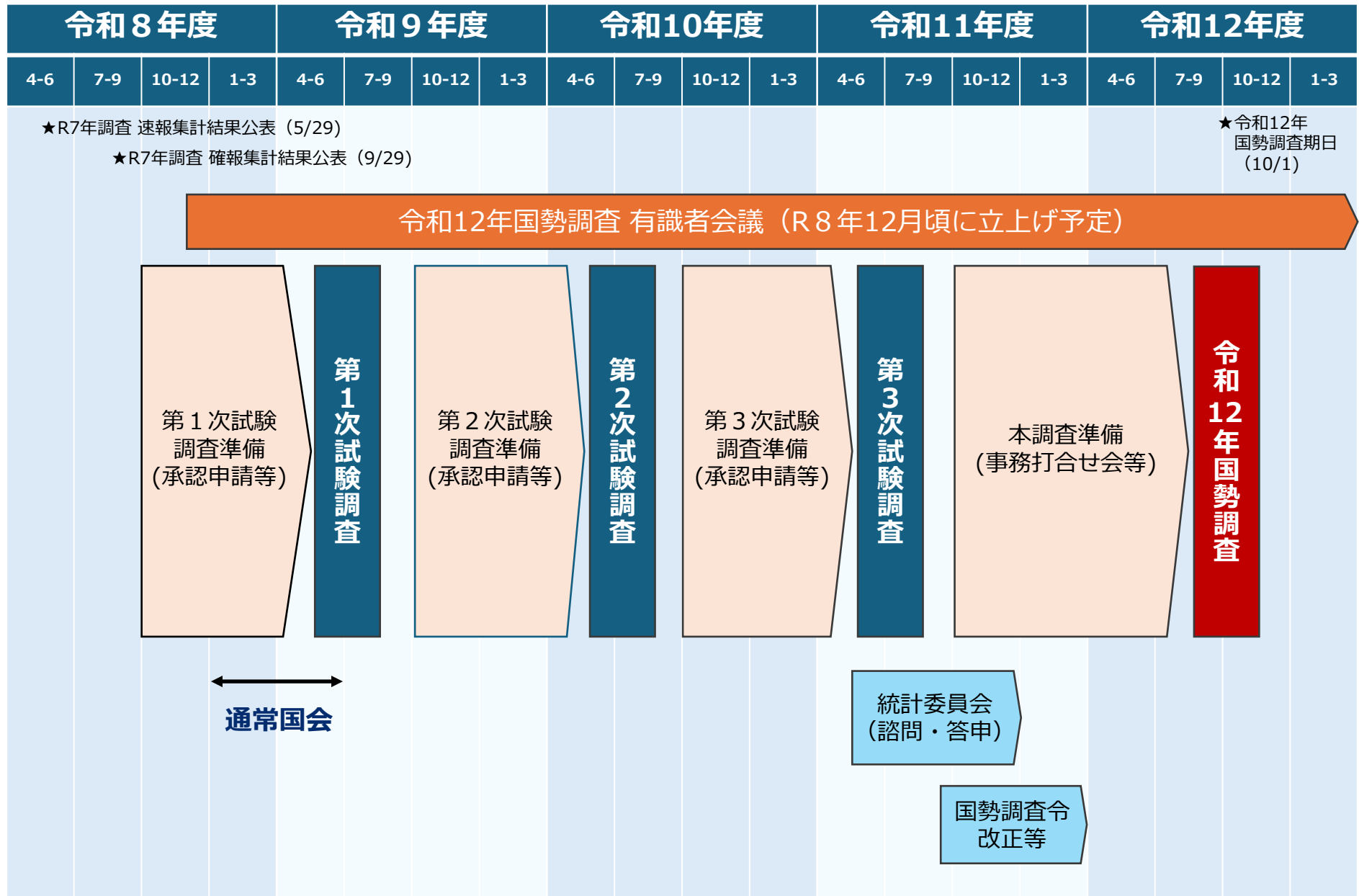


### ■ 郵便局や民間事業者とも連携した枠組みの構築

未回答世帯や**郵送名簿から漏れた世帯のフォローアップ**、**着実な居住確認**など、漏れや重複なく**全ての世帯を着実に把握するための枠組みの構築**について多角的に検討（郵便局や民間事業者の活用も視野）



# 【参考】次回国勢調査に向けた想定スケジュール（案）



# 令和12年国勢調査第1次試験調査の概要（未定稿）

○調査期日：令和9年6月29日

○調査の流れ：総務省—都道府県—市町村—指導員—調査員—世帯

○主な検証：調査員が実地に調査書類を配布する【①調査員配布方式】と配達原簿情報を活用した【②郵送配布方式】の比較検証など

| 調査方法 | ①調査員配布方式<br>(約11,400世帯)                                                                      | ②郵送配布方式<br>(約4,200世帯)     |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 実施地域 | ・山形県山形市・白鷹町<br>・東京都江東区・東大和市<br>・富山県高岡市・魚津市<br>・千葉市（中央区・花見川区）<br>・山梨県甲府市・北杜市<br>・鹿児島県鹿児島市・曾於市 | ・大阪市（天王寺区）<br>・島根県松江市・邑南町 |

○主要スケジュール（想定）：

令和8年10月～12月めど

・アドバイザリーボードにおける御審議 → 試験調査の調査計画案の作成

令和8年12月～令和9年3月

・総務大臣に対する調査計画案の承認申請手続 ※年度内の承認が必要

・配達原簿情報を活用した郵送名簿の整備

令和9年4月～

・調査書類等の作成や業務委託などの各種契約手続

・地方公共団体・郵便局との事務打合せ会の開催 → 令和9年6月に試験調査を開始

# 想定している郵便局データの活用について

## 1 国勢調査への配達原簿情報の活用

①国勢調査における郵送配布方式の拡充に当たり、できる限り正確な郵送名簿を作成するために活用する。

→ 行政記録情報などをベースに作成した郵送名簿では捕捉できない世帯（住民基本台帳非登録世帯等）などの把握のため、日本郵便から配達原簿情報の一部の提供を受ける想定。

②上記①に加え、未回答世帯の居住状況の確認のために活用する。

○ まずは、「令和12年国勢調査第1次試験調査」を郵送配布方式により実施する地域において、実際に配達原簿情報を活用したテストを行いたい。

※ 当該テストの結果を踏まえ、その後のさらなる試験調査（令和10年・令和11年）や令和12年国勢調査の本番における活用可能性等を検証。

## 2 事業所母集団データベースの整備への配達原簿情報の活用

○できる限り正確な事業所母集団データベースを整備するために活用する。

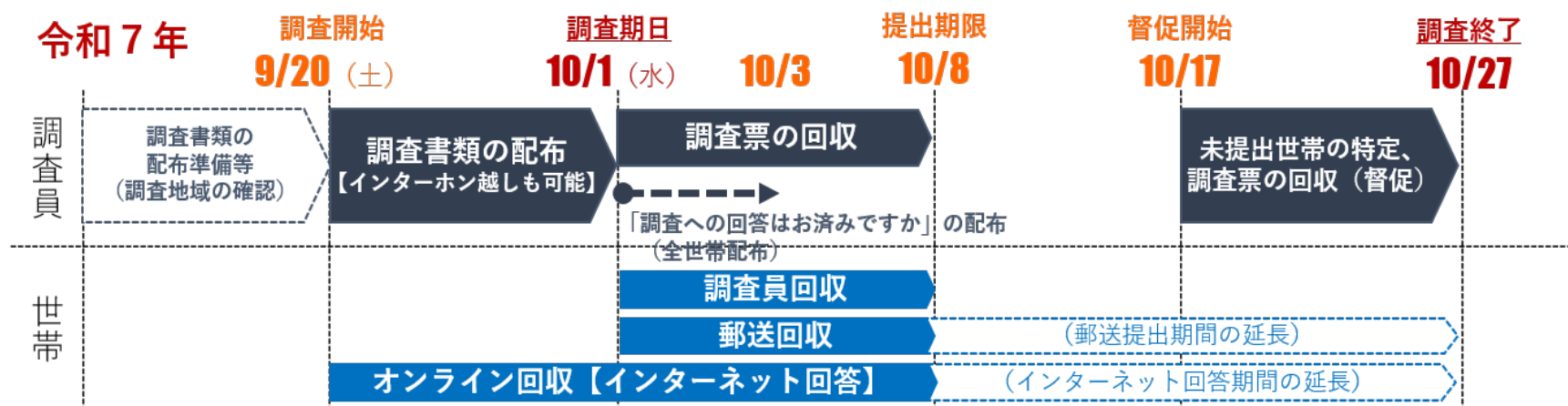
→ 配達原簿情報から、現に空き家（空き室）となっていると推定される情報を得て、廃業事業所と推定される事業所の把握を想定。

○ まずは、「令和12年国勢調査第1次試験調査」を調査員配布方式により実施する地域において、調査員に実地で当該事業所の現況を確認させた上で、事業所母集団データベースの整備に活用可能かを検証したい。

※ 1・2 いずれも日本郵便に対して、対応可否検討も含めて依頼中。

# (参考) 令和7年国勢調査の概要

|       |                                                                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査期日  | 令和7年(2025年)10月1日(水)午前零時現在                                                                         |
| 調査対象  | 令和7年(2025年)10月1日現在、我が国に常住する全ての人(回答義務あり)<br>外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く           |
| 調査項目  | <div>&lt;世帯員に関する事項&gt; 男女の別、出生の年月、就業状態 など</div> <div>&lt;世帯に関する事項&gt; 世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方 など</div> |
|       | ※計17項目                                                                                            |
| 調査の流れ | 総務省 → 都道府県 → 市区町村 → 指導員 → 調査員 → 世帯                                                                |
| 調査の方法 | 調査員が全世帯を訪問し、調査票等の調査書類一式を配布(9月20日から配布開始)<br>調査票の回収は オンライン(インターネット回答)、郵送、調査員                        |



# (参考) 令和7年国勢調査で一部導入した郵送配布方式

(通常の調査方法)  
調査員調査

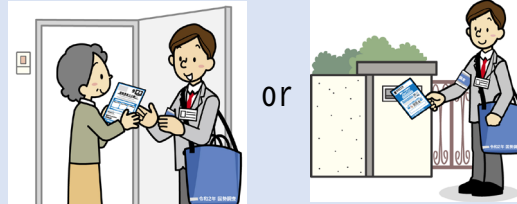
## ① 居住確認と名簿整備

調査員が実地で居住確認を行い、名簿を整備



## ② 調査書類の配布

調査員が世帯を訪問し、直接配布又はポスティング



## ③ 未提出世帯への督促

調査員による訪問督促  
不在世帯への督促状・調査票の配布



## ④ 聞き取り調査

調査員による  
近隣等への「聞き取り調査」



(一部地域で試行)  
郵送配布方式

市町村が地図情報等を活用し、居住確認※を行い、名簿を整備



※居住実態が確認できない場合は指導員が実地で確認

市町村から調査書類を郵送※



※「特別あて所配達郵便」で郵送

市町村から督促状・調査票を郵送※



※「特別あて所配達郵便」で郵送

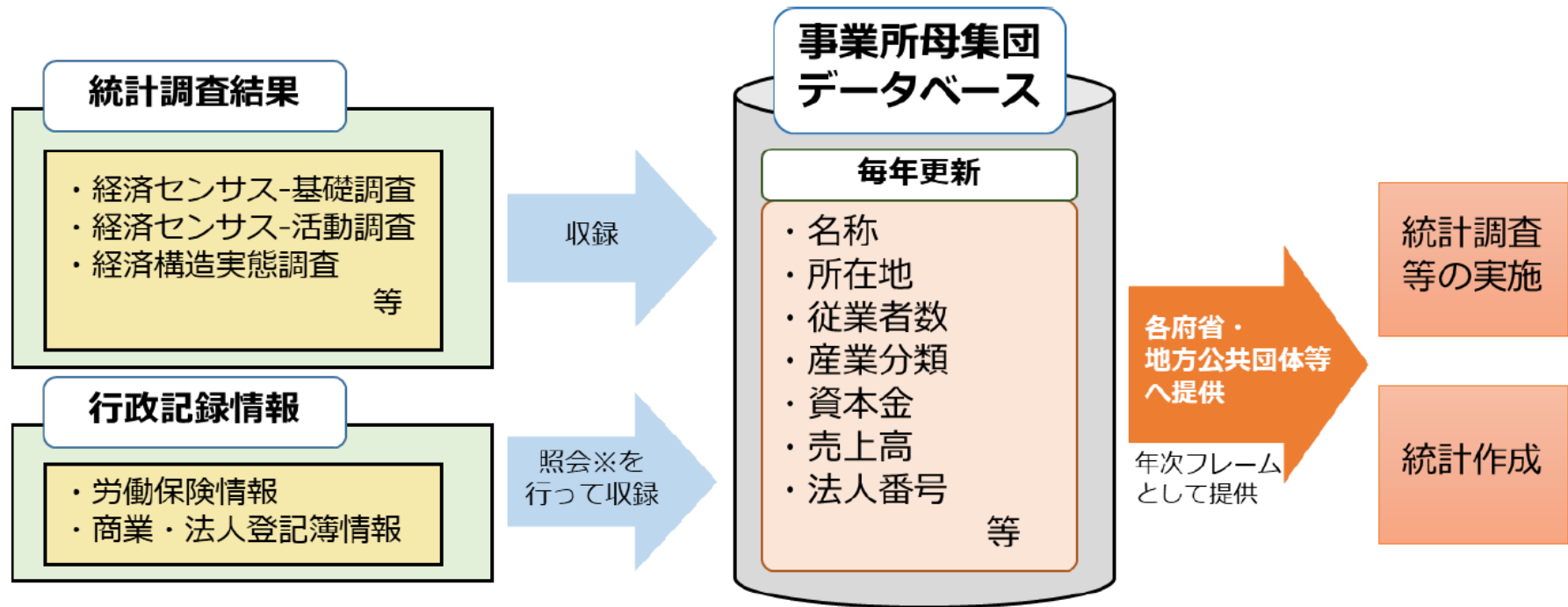
指導員による  
近隣等への「聞き取り調査」



- ・茨城県及び東京都の一部のオートロックマンションをモデル地域として試行的に実施
- ・能登半島地震により調査員確保が困難であった石川県の輪島市、珠洲市及び穴水町においても郵送配布方式を併用

# (参考) 事業所母集団データベース

- 基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、総務大臣が整備
- 事業所に関する統計調査等の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を行うため、国の行政機関、都道府県、市町村等に母集団情報を提供



※統計法第27条に基づく照会。行政記録を基に新設・廃業があったと考えられる事業所を対象に、事業の活動状況や売上高、従業者数等の基本的事項について、民間事業者を活用して郵送等により把握